

支給要件等

年 齢	児童手当の月額（1人あたり）
0歳から3歳未満	一律 15,000円
3歳から小学校終了前	第1子・第2子 10,000円 第3子以降 15,000円 (子どもの数は、18歳の誕生日を迎えた後最初の3月31日までの間にある子どもで数えます)
中 学 生	一律 10,000円
所得制限対象者	一律 5,000円 所得額が下記の金額を超える方については、子どもの年齢に関わらず5,000円を支給します。 扶養親族などの数が 0人 所得制限限度額 622万円 扶養親族などの数が 1人 所得制限限度額 660万円 扶養親族などの数が 2人 所得制限限度額 698万円 扶養親族などの数が 3人 所得制限限度額 736万円 ※所得は、父母のうち高いほうの所得で確認

○子どもが海外に居住している場合は、支給できません。（留学中の場合は支給できる場合があります）

○父母が離婚協議中などで別居している場合は、子どもと同居している人に支給されます。  
この場合、離婚協議中である証明書が必要です。

児童手当に関する届出

事 由	必 要 書 類
○出生（第1子）の方 ○町外から転入された方	・認定請求書（窓口で配布） ・受給者本人の口座の通帳など振込口座がわかるもの ・マイナンバーカードまたは通知カード
○津奈木町から転出予定の方	・受給事由消滅届（窓口で配布）
○出生などにより支給対象児童が増える方	・額改定認定請求書（窓口で配布）